

た。研究会報告がその機会であり、慶應義塾大学商法研究会において、京都へ赴任してからはさらに立命館大学商法研究会、関西金融判例・実務研究会において、鋭いコメントや有益な示唆をいただいた。ここでは、学部時代からご指導をいただいている倉澤康一郎先生、宮島司先生のお名前のみを挙げて、他の多くの方々への謝辞ともさせていただきたい。

なお、本書の刊行にあたっては、平成20年度京都学園大学学術出版助成をいただいた。製作については、法律文化社にご尽力いただいた。末尾ながら、関係各位の皆様に厚く御礼を申し上げたい。

2008年秋

著　　者

はしがき

本書は、支払免責——手形金の支払債務を負担している手形債務者は、裏書の連續した手形の所持人に支払えば、たとえその所持人が真の権利者ではなかったとしても、その支払によって免責される——について、筆者のこれまでの研究をまとめたものである。さらに、無権限者に対して支払った債務者を免責するという共通点に着目し、預金の不正な払戻しと銀行の免責——預金の払戻義務を負う銀行は、通帳・届出印の持参人に対して払い戻せば、たとえその通帳や印鑑の持参人が真の預金者でなかったとしても（窃盜者・なりすまし）、その払戻しによって免責される——に関して、若干の付論を行っている。もっとも、その壮大なタイトルからみて追求すべき目的を本書で達成できたとは言い難く、各所において十分に掘り下げた検討・考察がなされておらず、未検討の課題も少なくない。このように拙いものではあるが、まとめる機会をいただいた幸運に感謝しつつ、皆様からのご批判、ご教示を今後の糧として精進していきたい。

本書の第1章、第2章、第3章はそれぞれ、大学院在籍時に公表した3つの論文（「手形債務者の免責の法的構造——手形法40条3項の意義と適用範囲——」法学政治学論究47号（2000年）、「民法470条の法的構造——民法上の指図債権における『形式的資格』——」法学政治学論究50号（2001年）、「遡求権保全の要件としての支払呈示に関する一考察——ドイツの支払拒絶証書論を参考に——」法学政治学論究53号（2002年））について、大幅な加筆・修正を行ったものである。また、付論1「預金者と銀行の利害調整基準に関する一試論——払戻請求書の免責的効力を基礎に——」は京都学園法学2008年2・3号（2009年）に掲載予定であり、付論2「預金払戻しに関する免責約款の効力」は『慶應の法律学　商事法——慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集』（慶應義塾大学出版会、2008年）、付論3「【判例研究】盗難通帳による不正な預金払戻しと預金者の過失」は旬刊金融法務事情2008年8月25日号（1843号）が初出となる。

本書を完成させるまでに、多くの先生方と実務家の方からご指導をいただき